

川崎市 3 歳児視聴覚検診実施要綱

平成 2 8 年 8 月 3 1 日

2 8 川ここ福第 5 3 5 号決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、幼児の視聴覚について検診を実施し、その異常を早期に発見し、適切な療育が受けられるよう指導することによって、幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（事業の委託及び実施）

第 2 条 3 歳児視聴覚検診（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、その一部を委託して実施することができるものとする。

（事業対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、市内に住所を有し、満 3 歳 6 か月を超え満 4 歳に達しない者とする。

（事業内容）

第 4 条 本事業の内容は、別表 1 に掲げるものとし、市及び受託者は本事業の対象者に対し積極的に受診の勧奨を行わなければならない。

2 事業の実施にあたり、必要な帳票は、市と受託者で協議のうえ、別に定めるものとする。

3 市は、公益社団法人川崎市医師会と協議のうえ、精密検診の協力医療機関名簿を作成するものとする。

4 協力医療機関は、精密検診の結果、医療が必要なものについて、自ら治療を行い、又は他の専門機関への紹介等を行うものとする。

5 協力医療機関は、精密検診の結果について、眼科診療結果又は耳鼻咽喉科診療結果を 2 部作成し、1 部を保護者に交付し、1 部を市が指定する場所に提出するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき作成された各様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき作成された各様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表1 (第4条関係)

(視覚検診)

検査区分	実施機関（場所）	検査内容
1 次 検 査	保護者（自宅）	・ 視力検査 ・ 日常生活における視力に関すること及び家族歴等に関する問診
	市〔各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）〕	屈折検査機器を用いた検査
2 次 検 査	受託者	裸眼視力、ラング・ステレオテスト、斜視・眼球運動・輻輳不全・その他の異常の確認
精密検査	医療機関	医師が必要と認めた検査

（聴覚検診）

検査区分	実施機関（場所）	検査内容
1 次 検 査	保護者（自宅）	・ 聴力検査 ・ 日常生活における聴力に関すること及び家族歴等に関する問診
2 次 検 査	受託者	語音聴力検査等の聴力検査
精密検査	医療機関	医師が必要と認めた検査